

富山県民NPO活動支援ファンド助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県民ボランティア総合支援センター（以下「支援センター」という。）が行う富山県民NPO支援ファンド設置規程（以下「設置規程」という。）第2条に定める活動支援に係る事業の助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 助成金の目的は、富山県内に活動拠点を有し、富山県内を中心に継続して活動しているNPO法人又はボランティア団体（以下「NPO」という。）が、地域の活性化や高齢者・障害者等にやさしいなどのまちづくり、行政等からの支援がないなど地域や身近な課題解決・緩和のために実施する事業・イベント等に要する経費を助成し、NPO活動を一層拡大し、もって県民福祉の向上に寄与することとする。

(助成対象団体)

第3条 助成金の交付対象となるNPOは次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 構成員が5人以上いること。
- (2) 定款又は規約などを有し、公益的な自主的・継続的な活動を行うことができること。
- (3) 営利を目的としない団体で、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当しないこと。

(助成対象事業)

第4条 助成金の対象となる事業は、富山県内におけるNPO・ボランティア活動のうち、第5条第2項各号に定める要件に合致する活動に係る事業で、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地域の課題等を明確に示し、その課題の解決・緩和を目的とした実施可能な事業であること。また、助成金終了後の対応が示される事業・活動であること。
- (2) 助成金の交付決定のあった日または事業開始予定日の翌月1日から起算して、1年以内に終了する事業・活動であること。
- (3) 本助成金を除く財源等が確保されていること。
- (4) 政治活動、宗教活動又は営利を目的としない事業・活動であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる活動に係る事業は助成対象としない。

- (1) 地区住民の交流行事や親睦会的な事業・活動
- (2) 主催事業以外の事業及び富山県外での事業・活動
- (3) その他支援ファンドの趣旨に合致しない事業・活動

(助成に係る事業・活動等)

第5条 設置規程第2条に定める事業・活動に対する助成金の各年度の総額は、その前年度12月末におけるファンドの残額（1千円未満切り捨て）の範囲内とする。

2 助成対象となる事業・活動の種類は、次に掲げるとおりとする。ただし、ボランティア団体にあつては、助成金の額は各号に定める金額の2分の1とする。

(1)「新規・チャレンジ型」

- ① 設立3年未満のNPO法人が定款で定める特定非営利活動事業に要する費用を助成する。
- ② 3年以上継続して事業・活動を行っているNPOが、新たに実施する公益的事業・活動に要する費用を助成する。
- ③ 助成金の額は、事業費総額の10分の7以内で、10万円の範囲内とする。
- ④ 助成は、同一のNPOに対し、毎年度の審査を経て2年間継続して実施できるものとする。

(2)「改善・リフレッシュ型」

- ① 3年以上継続して事業・活動を行っているNPOが、既存事業・活動をより効果的に実施・定着する事業・活動に要する費用を助成する。
- ② 助成金の額は、事業費総額の10分の7以内で、10万円の範囲内とする。
- ③ 助成は、同一のNPOに対し、毎年度の審査を経て2年間継続して実施できるものとする。

(3)「人材育成型」

- ① NPOの自律的、継続的活動の基盤となる「人材」の育成を目的に、NPOが理事、職員及び会員等を対象に内部研修の実施、外部研修への派遣に要する費用を助成する。
- ② 助成金の額は、事業費総額の3分の1以内で、5万円の範囲内とする。
- ③ 助成は、個別のNPOの研修事業に限らず、複数のNPOが協働して実施する場合を含む。

(助成金の対象経費)

第6条 助成金の交付の対象経費及び助成金額等は、次のとおりとする。

助成対象経費	事業の実施に要する次の経費 臨時雇賃金、業務委託費、諸謝金、印刷製本費、会議費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、賃借料、研修費、その他支援センター理事長（以下「理事長」という。）が必要と認めた経費 ただし、次に掲げる経費は、助成対象から除外するものとする。 (1) 団体等の運営・管理に使用する経費（事務所の賃借料、光熱水費、通信運搬費等） (2) 常勤職員・役員等の人件費 (3) 慰労的な会議費及び会議費での1人当たり300円を超える茶菓子代 (4) 事業費総額の2割を超える会議費 (5) 備品購入費（消耗品費で購入できる物品であっても、耐用年数が2年を超えるもののうち、取得額が2万円を超えるものは対象外） (6) 他団体等の主催イベント等への参加負担金（第5条第2項第3号の「人材育成型」を除く。）
--------	---

	(7) その他助成することが適当でない認められる経費
助成金額	助成金額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。 事業の実施にあたり物品等の販売収入や参加者からの入場料、使用料等の収入が生じた場合は、それに相当する金額を補助対象経費から控除するものとする。

(募集)

第7条 支援センターは、毎年度、別に募集要領を定めて助成金申請者の募集を行うものとする。

(申請の手続き)

第8条 助成金の交付を希望する者は、助成金交付申請書(様式第1号)及び必要書類を所定の期日までに支援センターへ提出しなければならない。

(事前調査)

第9条 理事長は、必要があると認めるときは、申請事業に係る活動内容について助成金の交付を希望する者から、聴取等の調査をすることができる。

(審査)

第10条 申請された事業の中から実施する事業を決定するため、原則として次の審査を行うものとする。

(1) 書類選考による1次審査

(2) 公開プレゼンテーションによる2次審査

2 理事長は、設置規程第4条に定める富山県民NPO支援ファンド審査委員会(以下「審査委員会」という。)の意見を最大限に尊重して、助成金の交付先(以下「助成決定団体」という。)及び交付額の決定を行うものとする。

(交付条件)

第11条 助成金の交付には、次のとおり条件を付する。

(1) 助成事業の内容の変更又は経費の変更(事業費の50パーセントを超える金額の変更)がある場合は、助成金変更交付申請書(様式第2号)により、理事長の承認を受けること。

(2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、理事長の承認を受けること。

(3) 助成事業の経理については、その内容を証する関係書類を整備し、助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後7年間保存しておくこと。

(助成事業の変更等)

第12条 助成決定団体は、助成事業の変更、中止又は廃止をしようとするときは、その理由を付して書面により理事長に報告し、承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の承認をするにあたり必要があると求めるときは、助成の内容を変更

し、又は助成の決定を取り消すことができる。

- 3 理事長は、前項の変更または取り消しの結果、過払いが生じたときは、助成決定団体にその金額を返金させるものとする。

(助成金の交付)

第13条 助成金の交付は精算払いとする。ただし、助成決定団体からの請求により、交付決定額の2分の1の範囲内で、概算で交付することができる。

- 2 助成決定団体が助成金の支払を受けようとするときは、請求書(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

(活動の状況報告等)

第14条 支援センターは、必要があると認めたときは、助成決定団体に助成活動の遂行の状況について報告を求めることができる。

(実績報告書)

第15条 助成決定団体は、事業終了後60日以内に、実績報告書(様式第3号)に、必要と認める書類を添えて支援センターに提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第16条 理事長は、前条の実績報告があったときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成決定団体に通知するものとする。

- 2 助成金の額の確定に際して必要があると認める場合は、理事長は助成決定団体に対して帳簿等の写しの提出又は閲覧を求めることができる。
- 3 理事長は、助成金の額の確定の結果、過払いが生じたときは、助成決定団体にその金額を返金させるものとする。

(交付決定の取消)

第17条 理事長は、助成決定団体が次のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 助成金を申請目的以外のために使用したとき。
- (3) 助成金の決定内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(助成金の返還)

第18条 理事長は、助成金交付の決定を取り消した場合、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(助成金交付の辞退)

第19条 助成決定団体は、何時でも助成金交付の辞退を申し出ることができる。

(助成決定団体の情報公開)

第20条 助成決定団体の申請・報告書類については、個人情報等を除き、支援センターの管理のもとに、一般に公開できるものとする。

2 理事長は、助成金の交付を受けた助成決定団体に、助成の対象である事業・活動の実施結果を報告し参加者から助言等を受ける機会として、助成事業・活動成果発表会を開催することができる。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年2月18日から施行する。

2 要綱第5条第1項の規定にかかわらず、平成27年度、28年度の助成金の総額は別に定める。

3 この要綱は、平成29年5月22日から施行する。

4 この要綱は、平成30年7月4日から施行する。